

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

(1)自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」… リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

(3)信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

(4)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関*

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は㈱格付投資情報センター(R & I)を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(5)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- 又、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取り扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続き

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

(8)オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しております。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

(9)市場リスクに関する事項

- 上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

(10)金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。
- 金利リスク算定の根拠

コア預金	対象	<input type="checkbox"/> 流動性預金全般(当座・普通預金等)
	算定方法	<input type="checkbox"/> ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満期	<input type="checkbox"/> 5年以内(平均2.5年)
固定金利貸出の期限前返済		<input type="checkbox"/> 期限前返済率を3%として算出しています
定期預金の早期解約		<input type="checkbox"/> 早期解約率を34%として算出しています
金利感応資産負債		<input type="checkbox"/> 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		<input type="checkbox"/> 100BP
リスク計測の頻度		<input type="checkbox"/> 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

自己資本の充実の状況

●定量的な開示事項について

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定の額	13,066	13,685
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,599	3,509
うち、利益剰余金の額	9,510	10,219
うち、外部流出予定額(△)	43	42
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	247	198
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	247	198
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	72	40
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,387	13,923
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	83	74
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	83	74
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1	12
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	85	86
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	13,302	13,836
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	141,522	128,866
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	405	296
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	405	296
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,754	6,490
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	148,276	135,356
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.97%	10.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	141,522	5,660	128,866	5,154
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	141,116	5,644	128,569	5,142
(i) ソブリン向け	1,445	57	1,045	41
(ii) 金融機関向け	18,464	738	21,941	877
(iii) 法人等向け	18,766	750	16,296	651
(iv) 中小企業等・個人向け	9,095	363	8,035	321
(v) 抵当権付住宅ローン	2,364	94	2,118	84
(vi) 不動産取得等事業向け	84,892	3,395	73,029	2,921
(vii) 三月以上延滞等	658	26	642	25
(viii) 出資等	117	4	117	4
出資等のエクスポージャー	117	4	117	4
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,547	61	1,462	58
(xi) その他	3,764	150	3,880	155
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	405	16	296	11
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	6,754	270	6,490	259
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	148,276	5,931	135,356	5,414

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	1,034	1,048
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	1,034	1,048
製 造 業	8,196	10,136	7,792	9,434	400	700	-	-	26	17
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	9,910	11,397	9,700	11,191	200	200	-	-	157	143
電気、ガス、熱供給、水道業	1,672	2,048	171	146	1,500	1,900	-	-	-	-
情 報 通 信 業	519	777	313	370	200	400	-	-	0	0
運 輸 業、郵 便 業	1,446	1,547	1,246	1,346	200	200	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	4,102	5,686	4,102	5,585	-	100	-	-	24	0
金 融 業、保 険 業	94,110	110,920	3,583	1,703	1,400	2,200	-	-	-	-
不 動 産 業	93,263	82,855	93,209	82,807	-	-	-	-	350	520
物 品 賃 貸 業	1,817	1,950	1,317	1,450	500	500	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	752	1,110	751	1,109	-	-	-	-	0	0
宿 泊 業	-	133	-	133	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	818	1,405	817	1,404	-	-	-	-	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	1,495	1,685	1,495	1,683	-	-	-	-	5	6
教 育、学 習 支 援 業	2	40	2	40	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	420	401	420	401	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	4,010	5,080	4,009	5,076	-	-	-	-	158	121
その他の産業	154	153	154	153	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	499	499	-	-	499	499	-	-	-	-
個 人	14,217	12,609	14,202	12,596	-	-	-	-	310	237
そ の 他	7,637	7,575	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	1,034	1,048
1年以下	79,194	62,306	31,276	22,988	600	-	-	-	-	-
1年超 3年以下	41,872	29,268	10,673	6,768	999	1,899	-	-	-	-
3年超 5年以下	15,271	47,055	8,841	9,325	1,500	1,200	-	-	-	-
5年超 7年以下	11,546	9,230	11,046	8,530	500	700	-	-	-	-
7年超 10年以下	8,123	24,793	6,823	21,893	1,300	2,900	-	-	-	-
10年超	72,723	65,408	72,723	65,408	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	8,506	12,208	1,905	1,722	-	-	-	-	-	-
そ の 他	7,809	7,742	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	199	247	—	199	247
	令和2年度	247	198	—	247	198
個別貸倒引当金	令和元年度	989	1,268	—	989	1,268
	令和2年度	1,268	864	—	1,268	864
合計	令和元年度	1,188	1,516	—	1,188	1,516
	令和2年度	1,516	1,062	—	1,516	1,062

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和元年度	令和2年度
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	1	7	7	10	1	7	7	10	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	265	200	200	196	265	200	200	196	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	0	0	0	2	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	34	32	32	34	34	32	32	34	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	229	613	613	226	229	613	613	226	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	69	62	62	67	69	62	62	67	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	7	—	—	—	7	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	119	99	99	105	119	99	99	105	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	56	55	55	20	56	55	55	20	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	203	197	197	201	203	197	197	201	—	—
合計	989	1,268	1,268	864	989	1,268	1,268	864	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	4,523	—	20,546
10%	—	14,544	—	10,544
20%	—	92,342	700	109,735
35%	—	6,827	—	6,135
50%	2,901	618	3,402	717
75%	—	12,959	—	11,432
100%	200	109,634	300	94,096
150%	—	188	—	193
250%	—	308	—	208
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,101	241,947	4,403	253,611

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

[4] 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,849	1,450	125	110	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

[5] 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

[6] 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔7〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	5	5	8	8
非 上 場 株 式 等	1,521	1,521	1,521	1,521
合 計	1,526	1,526	1,530	1,530

(注)非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△ 29	△ 18

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔8〕リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		令和元年度		令和2年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	0	0	2,115	0
2	下方パラレルシフト	0	4	0	4
3	スティープ化	302		1,992	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	302	4	2,115	4
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	13,302		13,836	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVE：金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される数値。

※△NII：金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される数値。